

令和2年度

Web活用型岐阜県内企業情報発信事業費補助金

募集要領

<お問い合わせ先>

岐阜県商工労働部産業人材課 産学金官連携係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

T E L : 058-272-8406

F A X : 058-278-2676

E-mail : c11369@pref.gifu.lg.jp

令和2年10月

岐阜県商工労働部産業人材課

1 補助金の目的

県内中小企業者等の人材確保と大学生等の県内就職を促進することを目的として、県内中小企業者等が自社を紹介するための動画の作成及びW e b 合同企業説明会への出展等に要する経費の一部を補助するものです。

2 補助事業者

申請ができるのは、次に掲げる要件をすべて満たす県内中小企業者等とします。

- ・自社W e bサイトを有する者（①W e b用企業紹介動画作成事業を実施する者に限る。）であること。
- ・過去に一度もW e b合同企業説明会に参加したことがない者（②W e b合同企業説明会参加事業を実施する者に限る。）であること。
- ・県税に係る未納の徴収金がないこと。
- ・宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。

※用語の定義

・県内中小企業者等

次のいずれかに該当する者（イからスまでに掲げる者にあつては、当該者の主たる事業について、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に基づく分類に応じ、常時使用する従業員の人数が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する人数以下のものに限る。）であつて、県内に本社又は事業所等を有し、県内を勤務地とする正規職員の採用を行うもの（個人事業主を除く。）をいう。

ア 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に掲げる事業協同組合、同条第2号に掲げる信用協同組合及び同条第3号に掲げる協同組合連合会

ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第7号に掲げる協業組合

エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

オ 医療法人

カ 学校法人

キ 一般社団法人及び一般財団法人

ク 公益社団法人及び公益財団法人

ケ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

コ 森林組合及び森林組合連合会

サ 農業協同組合、農業協同組合連合会及び信用農業協同組合連合会

シ 生活協同組合及び生活協同組合連合会

ス 信用金庫

・W e b合同企業説明会

新規学卒者その他求職者向けにW e bサイト上で開催し、複数の企業が参加する企業説明会をいう。

3 補助金の内容

（1）補助対象事業と対象経費

- ①W e b用企業紹介動画作成事業

事業内容：自社Webサイトで自社の魅力を発信するために行う紹介動画（1本に限る。）の作成

補助対象経費：外部事業者への委託費（令和3年2月28日までに動画が納品され、支払ったものに限る。）

※動画の作成を委託する外部事業者に支払う費用に限るものとし、企画構成費及びWebへの掲載費用を含みます。

【作成する動画の条件】

- ア 新規学卒者、第二新卒、中途採用を問わず、人材採用を目的として作成するものであること。
- イ 企業名、所在地を紹介するほか、次の内容を基本として構成するものであること。
 - ・経営者のメッセージ（経営理念、求める人材等）
 - ・若手社員等の働く姿やメッセージ
 - ・職場の雰囲気
 - ・代表的な製品や事業内容
- ウ 動画の規格・品質は、次を基準とすること。
 - ・時間 3～5分程度
 - ・アスペクト比 16:9
 - ・解像度 1,080p(1,920×1,080)
- エ 自社のWebサイト等で公開するためのものであること。

②Web合同企業説明会参加事業

事業内容：就職希望者に対し、自社の情報を発信するために行うWeb合同企業説明会への参加

補助対象経費：Web合同企業説明会への出展料（令和3年2月28日までに説明会が開催され、支払ったものに限る。）

※説明会出展者として主催者に支払う費用を対象とし、主催者が行う事前広告費等を含みます。

(2) 補助率

補助対象経費の2/3以内

(3) 補助限度額

1 補助事業者当たり30万円

※補助金の交付は、補助対象事業①、②それぞれ1回を限度とし、補助金の額は、両事業合わせて30万円までとなります。

4 補助金の申請方法

(1) 提出書類

下記の書類を作成し、提出先まで送付してください。

必要に応じ、追加書類の提出を依頼する場合があります。

<提出書類>

①補助金交付申請書（第1号様式）

②申請書別紙

- ・事業実施計画書（別紙1）
- ・採用計画書（別紙2）
- ・収支予算書（別紙3）（※1）
- ・誓約書（別紙4）（※2）
- ・口座振込依頼書（別紙5）

③添付書類

- ・登記簿謄本（発行日から3ヶ月以内のもの）
- ・県税に未納がないことを証明する納税証明書
- ・「常時使用する従業員の数」が確認できる資料（必要な場合のみ）（※3）

※1 予算の裏付けとなる見積書等を添付してください。

※2 Web用企業紹介動画作成事業用とWeb合同企業説明会参加事業用の2種類あるので注意してください。

※3 中小企業基本法に定める基準に満たない場合のみ、提出してください。

（例：労働保険概算・増加概算確定保険料申告書（写）、日本年金機構等公的機関による証明書等）

（2）提出時期

下記事業ごとに定める日の「7日前」までに必要な書類を提出してください。

- ①Web用企業紹介動画作成事業 外部事業者との委託契約の締結日
- ②Web合同企業説明会参加事業 説明会の開催日

（3）提出方法及び提出先

下記まで書留または簡易書留で郵送してください。

<提出先>

岐阜県商工労働部産業人材課 産学金官連携係
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

5 補助金の交付決定

書類の受付順に申請内容を県で審査し、予算額の範囲内で交付決定をします。

ただし、補助対象経費に対し、国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受けている場合は、交付の対象となりませんので、ご注意ください。

6 事業完了後の手続き

（1）実績報告書の提出

補助対象事業が完了しましたら、下記の書類を作成し、提出先まで送付してください。

必要に応じ、追加書類の提出を依頼する場合があります。

<提出書類>

- ①補助金実績報告書（第6号様式）

②報告書別紙

- ・実績報告書（別紙1）
- ・収支決算書（別紙2）

（2）確定額の請求

実績報告書に基づき、県の審査を経て、額の確定通知書が送付されます。

確定額を確認後、県へ請求書を提出してください。（請求後20日程度で交付見込み）

<提出書類>

- ・補助金交付請求書（第7号様式）

（3）状況報告書の提出

令和2年度及び令和3年度の採用状況について、各年度の翌年度の4月30日までに報告をしてください。

なお、本報告は、あくまで本補助事業の効果を測定するために提出いただくものであり、採用状況により補助金の返還等が発生するものではありません。

<提出書類>

- ・補助金に係る採用状況報告書（第8号様式）

7 留意事項

- （1）補助対象事業「①Web用企業紹介動画作成事業」で作成した動画について、県が就職希望者への情報発信を目的とした動画掲載用のWebページ「[県内の企業の魅力を動画で発信！「CORPORATE SPECIAL MOVIES～動画で見る企業～」](#)」への掲載をあらかじめ承諾してください。ページのURL→<https://www.jinzai-gifu.jp/corporatemovies>
- （2）補助金は、補助対象事業が完了し、実績報告書を提出いただいた後に交付します。令和3年2月28日までに補助対象経費の支払いを完了し、実績報告を提出してください。
- （3）交付決定を受けた後、経費の配分もしくは内容を変更しようとする場合又は補助対象事業を中止する場合は、事前に承認を受けなければいけません。
- （4）補助対象事業に係る経理書類は、令和7年3月まで保存していただく必要があります。
- （5）補助対象事業が適切に行われていないおそれがある場合は、必要な報告を求めたり、事業所に立入り検査を行うことがあります。